第1 目的

この要綱は、本市における救命率の向上を図るため、自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator 以下「AED」という。)の設置施設の拡大を図るとともに、その施設を把握し、これを公表及び表示することにより、市民への理解を深め周知していくことを目的とする。

第2 対象施設

この制度は、高岡市内の AED を設置した施設を対象とする。

第3 公表

- 1 AED 設置施設のうち、第1に規定する目的に賛同する施設は、自動体外式除細動器 設置施設公表承諾書(様式第1号)を、消防長に提出するものとする。(以下、承諾書 を提出した施設を「設置公表施設」という。)
- 2 消防長は、前1の提出を受けたときは、その施設の名称、所在地及びAEDの機種等を、自動体外式除細動器設置施設一覧表(様式第2号)に記録するものとする。
- 3 消防長は、設置公表施設を市民に周知するため、その施設の名称及び所在地を次の方法により公表するものとする。
 - (1) 高岡市消防本部のホームページによる公表
 - (2) 救命講習会等での資料による公表
 - (3) その他 AED の普及啓発に関する資料による公表
- 4 消防長は、AED 設置施設の把握のため、前1以外の施設についても前2の一覧表に 記録するものとする。

第4 表示証の交付

- 1 消防長は、設置公表施設のうち、AEDの設置を市民に知らせるための表示証を希望するものに、自動体外式除細動器設置表示証交付書(様式第3号)及び自動体外式除細動器設置表示証(様式第4号)(以下「表示証」という。)を交付するものとする。
- 2 表示証の交付枚数は、施設毎に1枚とする。
- 3 表示証を汚損、破損及び紛失したときは、自動体外式除細動器設置表示証再交付願 出書(様式第5号)を、消防長に提出するものとする。

第5 表示証の掲示

表示証は、市民から見やすい場所に掲示するものとする。

第6 設置記録の抹消

- 1 設置公表施設において、AED を廃止又は維持管理により常時使用不能となったときは、自動体外式除細動器設置・公表記録抹消届出書(様式第6号)を消防長に提出するとともに、表示証を返却しなければならない。
- 2 設置公表施設において、公表の取り消しを希望するときは、自動体外式除細動器設置・公表記録抹消届出書(様式第6号)を消防長に提出するとともに、表示証を返却

しなければならない。

3 消防長は、前1、2の届出を受けたときは、自動体外式除細動器設置施設一覧表 (様式第2号)を整理するものとする。

第7 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則(平成20年3月17日 消警第285号) この要綱は、平成20年3月17日より適用する。 附 則(平成23年3月15日 消警第234号) この要綱は、平成23年4月1日より適用する。 附 則(平成31年4月26日 消警第28号) この要綱は、公表の日から施行する。